

内閣参質二二〇第二号

令和八年二月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員奥田ふみよ君提出災害NPOや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物除去に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員奥田ふみよ君提出災害NPOや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物除去に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「制度の活用」及び「政府が被災市町村それぞれに対してプッシュ型で説明」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第二条第二号に掲げる「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」については、都道府県又は災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項に規定する救助実施市（以下「都道府県等」という。）において必要に応じて適切に対応されているものと承知しており、内閣府としては、都道府県等に対して、引き続き、必要な説明を行っていく考えである。